

平成30年10月1日施行予定

貸借対照表の公告がはじまります！！

(※ 法務局での資産の総額変更登記はなくなります。)

定款変更届の提出が必要です

原則：全ての法人で手続きが必要です！！

【下記の①～③の書類を所轄庁へご提出下さい】

- ① 定款変更届出書 1通 (記載例 別紙同封)
- ② 総会議事録の写し 1通
- ③ 変更後の定款 2部 (記載例P. 6～7)

公告方法は法で定められた4つの方法から選択します。詳しくは次ページを参照下さい
(定款末尾の附則には総会で定款変更が決議された日の記入をお忘れなく)

【提出期限：平成30年9月30日】

【提出先】〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター8階
NPO協働推進課 横浜駐在事務所 宛

要注意

～法務局での『資産の総額変更登記』が不要となるのは～
平成30年10月1日から

※ 貸借対照表の公告方法を定款で定めた場合であっても、上記の日付までは法務局での変更登記義務があります。



< 改正の概要 >

平成28年6月7日に特定非営利活動促進法(以下NPO法)が一部改正されました。

今までは、組合等登記令(第3条第3項)に基づき、法務局において資産の総額変更登記が義務付けられていましたが、それが無くなる代わりに、毎年貸借対照表の公告を行うことが義務付けられます。(平成30年10月1日施行予定)

(※予定とされているのは、改正NPO法公布の日(平成28年6月7日)から起算して2年6月以内において政令で定める日とされているためです)

< 公告の方法 >

貸借対照表の公告方法は、以下の4つの方法に限定されます。(NPO法第28条の2第1項)

- ① 官報に掲載する方法 (法人負担の掲載費用が発生します)
- ② 日刊新聞紙に掲載する方法 (法人負担の掲載費用が発生します)
- ③ 電子公告による方法

※法人で所有するHPのほか、内閣府NPO法人ポータルサイトへの掲載という方法もあります。
内閣府NPO法人ポータルサイトへの掲載は掲載費用がかかりません。

- ④ 法人の主たる事務所において公衆の見やすい場所に掲示する方法

※主たる事務所内で容易に貸借対照表が閲覧できる状態になっていることが必要です。

☆容易に閲覧できる状態とは……容易に書類へアクセスできる状態であれば足り
例えば、法人の主たる事務所の掲示板や入口付近に掲示することが相応しいと考え
られます。ただし、そのマンションや民家の構造、アクセス容易性などを踏まえて判断さ
れるものです。

< 改正のポイント >

- ☆ 毎年の変更登記申請事務が軽減される一方で、NPO法人自らが貸借対照表の公告を行うこととなります。法人の負担が軽減される改正です。
- ☆ ただし、定款上、公告方法の明記が必要となるため、定款変更届出書を県NPO協働推進課へ提出する必要があります

(公告の方法)

現在定款で「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」
としている法人は、このまま定款を変更しないと、貸借対照表を官報に掲載する(法人負担の掲載費用が発生する方法)法人ということになってしまうにゃ!
長く活動されている法人程 要注意にゃ!



☆「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う」とされている法人においては、今回の定款変更で、貸借対照表に係る公告方法を追記しましょう。(→記載例 P. 7)

<必要となる手続き 定款変更届 >

- ☆ 定款変更の手続きには時間がかかるの？
- ☆ 手続きのながれについて教えてよ



公告の方法は、NPO 法第 25 条第 6 項に規定される届出事項(縦覧期間と所轄庁の認証が不要)となりますので、法人の総会で定めることで変更をすることができます。

手続きのながれは以下の通りです。

Step1 総会の開催(定款変更の議決)



Step2 県へ下記の①～③を提出 完了!!

定款変更届出書(第 6 号様式)の記載例を同封しておりますのでご利用下さい。

※ 記載例については、県NPO協働推進課 HPにおいても掲載を予定しています。

	提出書類	部数
①	定款変更届出書	1 通
②	総会議事録の写し	1 通
③	変更後の定款	2 部 (閲覧用 1 部を含む)

☆ 定款末尾の附則に記載することで、貸借対照表の公告を法施行日前から行うのか、施行日後で実施するのか自由に定めることができます。(P.7を参照下さい)

重要 Point

☆いつまでに手続きをとる必要があるの？



貸借対照表の公告の施行予定日は平成 30 年 10 月 1 日ですので、この施行日をもって、法務局発行の登記事項証明書から「資産の登記」の記載が無くなりますので、施行日までに貸借対照表の公告が定まっている必要があります。

平成 30 年 9 月 30 日までに手続きをお願いいたします。

3 月末決算法人の場合は、平成 28 年度 事業報告書提出(提出期限 平成 29 年 6 月 30 日)、または平成 29 年度 事業報告書提出(提出期限 平成 30 年 6 月 30 日)の際に、あわせてご提出下さい。(平成 29、30 年のいずれかの定時総会で定款変更を決議してください)

手続きは 平成30年9月30日 までをお願いします。



<貸借対照表を公告する年度と時期について>

施行予定日の平成30年10月1日で、前年度の資産の総額を記載した「資産の登記」の記載が無くなり、当年度の貸借対照表が公告されるまでの間、法人の資産状況を公に示す書類が無くなることから、施行予定日の前日までに前年度の貸借対照表の公告を行うか、施行日後遅滞無く、前年度の貸借対照表を公告する必要があります。

重要 Point

☆結局のところ

資産の総額の変更登記申請はいつまでやればいいのか？



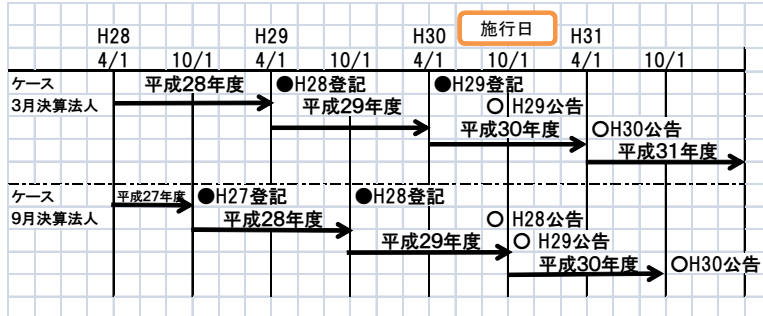
具体的に3月末決算法人の場合と、9月末決算法人の場合では下記の通りです。

【3月末決算法人の場合】

- 平成28年度(H29.3月末決算) 資産の総額変更登記 必要
- 平成29年度(H30.3月末決算) 資産の総額変更登記 + 貸借対照表の公告 必要
- 平成30年度(H31.3月末決算) 貸借対照表の公告 必要

【9月末決算法人の場合】

- 平成27年度(H28.9月末決算) 資産の総額変更登記 必要
- 平成28年度(H29.9月末決算) 資産の総額変更登記 + 貸借対照表の公告 必要
- 平成29年度(H30.9月末決算) 貸借対照表の公告 必要



●資産の総額変更登記時期 ○貸借対照表の公告時期（施行日前もしくは施行日後速やかに公告）

資産の総額変更登記と貸借対照表の公告を
両方やらなければいけない年があるんだにや☆



お知らせ 【組合等登記令の改正（平成29年4月1日施行）について】

☆ 組合等登記令（第3条第3項）資産の総額の登記期限が延長されました。

（改正前）事業年度終了後2ヶ月以内 ⇒ （改正後）事業年度終了後3ヶ月以内

認定・仮認定法人の皆様へ

(認定・仮認定の取得を考えている法人の皆様もご一読ください)

今回の法改正に伴い、次の3点が変更となります。

- 1 「仮認定特定非営利活動法人」の名称変更について
- 2 海外への送金等に関する書類の事前提出義務の廃止について
- 3 役員報酬規程等の備置期間の延長等について



1 「仮認定特定非営利活動法人」の名称変更について

(法第2条及び第3章関係)

NPO関係団体からの要望を踏まえ、名称が「仮認定」から「**特例認定**」に改められます。

☆ポイント☆

名称変更のみで、認定基準等は従来どおりとなります。平成29年4月1日に既に仮認定を受けている法人は特例認定を受けたものとみなされ、有効期間は残存期間となります。施行日前にされた仮認定の申請は、特例認定の申請とみなされます。

2 海外への送金等に関する書類の事前提出義務の廃止について

(旧法第54条第4項等関係)

認定・特例認定NPO法人による200万円超の海外送金等について義務付けられていた、事前提出が不要となり、金額に関わらず毎事業年度1回事後提出することとされます。

☆ポイント☆

平成29年4月1日の属する事業年度以前における海外送金等については、従来どおり、事前の書類作成、備え置き、所轄庁への提出が必要です。

3 役員報酬規程等の備置期間の延長等について (法第54条第2項関係)

役員報酬規程等の備置期間が、現行の3年間から**5年間に延長**されます。また、当該書類を所轄庁において閲覧・謄写できる期間も同様に延長されます。

☆ポイント☆

該当書類の備置期間の延長等は平成29年4月1日以降に開始する事業年度に関する書類について適用されます。

<定款記載例>

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

下記の【方法①～方法④】のいずれかから選択して下さい。

【方法①】官報に掲載する方法 <掲載費用が発生します>

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、官報に掲載して行う。

【方法②】日刊新聞紙に掲載する方法 <掲載費用が発生します> ～具体的な新聞紙名の記載が必要です～

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、神奈川県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。

【方法③】電子公告による方法（法人ホームページ、内閣府NPO法人ポータルサイト）

<<法人ホームページに掲載する場合の記載例>>

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

<<内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載する場合の記載例>>

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

【方法④】主たる事務所の公衆の見やすい場所

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

～ 公告を行うべき期間について ～

※【方法③】電子公告による方法は、掲載すべき期間が約5年となります。

「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度末日までの間継続して公告をしなければならない」（特定非営利活動促進法第28条の2第4項）

※【方法④】主たる事務所の公衆の見やすい場所による場合は、掲示より1年間となります。

「当該公告の開始後一年を経過する日までの間、継続してしなければならない。」（特定非営利活動促進法施行規則（内閣府令）第3条の2第3項）

<附則の記載例>

附 則

- 1 この定款は、平成 年 月 日から施行する

<附則注>

- ① 総会決議を行った年から貸借対照表の公告を行います。定款で貸借対照表の公告方法を定めた場合でも、平成30年10月1日までは、組合等登記令第3条第3項による資産の登記が必要です

☆ 平成28年6月7日に改正NPO法が公布されましたが、貸借対照表の公告義務を定める法第28条の2の施行日は、平成30年10月1日を予定しています。貸借対照表の公告を改正法施行日後から開始する法人の場合には、下記の記載となります。

附 則

- 1 この定款は、平成 年 月 日から施行する。ただし、第54条第2項については、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（公布の日（平成28年6月7日）から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日）から施行する。

◎ 公告方法の記載が下記の表記の皆さまへ。下記の記載例をご参考下さい。

(公告の方法)第〇〇条

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

《記載例》

(公告の方法)第〇〇条

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

神奈川県からのお知らせ

～忘れていた手続きはありませんか？～

※法改正に伴うものではありませんが、忘れがちな手続きについてまとめました。

①役員が全員再任された場合でも、 県への届出が必要です！（通常は2年に1回）

- ・役員に変更があったときには、役員の変更等届出書（第4号様式）及び役員名簿（2部）を所轄庁に提出する必要があります。
- ・役員の変更には、役員が新しく就任した場合や辞めた場合のほかに、再任となった場合も含まれます。
- ・役員が全員再任された場合でも、人は変わっていませんが、県への役員変更等届出書の提出は必要になりますのでご注意ください
※様式や添付書類については、県のHPに掲載してあります。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f160367/p15095.html>

- ・また、理事長については再任された場合でも法務局での登記が必要になりますのでご注意ください。

②会計書類の数字はチェックしていますか？ ～活動計算書、貸借対照表について～

- ・毎年提出する書類（事業報告書等）の中で、会計書類（活動計算書、貸借対照表）の数字の誤りが散見されます。
- ・活動計算書と貸借対照表には、数字の整合性を取る箇所があります。
（活動計算書の次期繰越正味財産額＝貸借対照表の正味財産合計）
- ・会計書類を作成したら、県への提出前に、別添パンフレットに従いチェックをお願いします。

【問い合わせ先】

神奈川県 県民局 暮らし県民部 NPO協働推進課
（横浜駐在事務所（NPO法人担当））
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2の24の2
かながわ県民センター8階
電話 045-312-1121（代）内線2865～2868
FAX 045-312-1166

忘れていた手続きが
ないか要チェックにや！

